

○ 公証人の選考のための短答式による筆記の実施に関する公証人分科会議決

平成十四年七月二十九日公証人審査会議決

公証人の選考に関する公証人分科会細則第二条に規定する「必要に応じ」とは、公募する公証役場の定数に対して、経歴の判定に合格した者が当該定数の倍数を超える場合をいうものとする。